

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規品目】

(3) 「ヘルシア 緑茶 スティック」 (花王株式会社)

○大野座長 次の品目です。「ヘルシア 緑茶 スティック」についてご審議をお願いいたします。これも花王株式会社からの申請でございます。

では、消費者庁から概要の説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、同じく「ヘルシア 緑茶 スティック」ということで、審査申請書の概要版、ハードカバーのほうを御用意いただけますでしょうか。

アのタブ、申請書概要の9ページをごらんください。

申請者は花王株式会社、商品名は、次のページでございますとおり、「ヘルシア 緑茶 スティック」となっております。

12ページをごらんいただきまして、7. 許可をとろうとする表示につきましては、本品は「脂肪の分解と消費に働く、酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので体脂肪が気になる方に適しています」となっております。

13ページをごらんください。

10. 栄養成分量及び熱量において、関与成分につきまして茶カテキンとなっております。1日摂取目安量、1本3g当たりの関与成分量は、茶カテキン270mgとなっております。こちらにつきましては、1日2本を目安にということになっておりますので、これまでのヘルシアシリーズと同じように、茶カテキン540mgを摂取するということになっております。

その下の11. 1日当たりの平均目安量につきましては、1日2本を目安にお湯または水で溶かしてお召し上がりください。1本(3g)にお湯または水160~180mlが適量ですとなっております。

14ページ、12. 摂取する上での注意事項になります。こちらは、過剰摂取により疾病が治癒したり、健康が増進するものではありませんとなっております。

食品形態といたしましては、粉末清涼飲料となっております。

本日、配られております資料6、こちらのA3の紙をごらんいただけますでしょうか。本製品につきましては、既に許可されております「ヘルシア 緑茶 a」と食品の形態が異なっておりますけれども、許可表示または許可を受けようとする表示の内容、1日摂取目安量あたりの関与成分量については、変更はございません。本申請品は、1日当たり2回に分けて摂取することによって、「ヘルシア 緑茶 a」などのヘルシアシリーズと同様に、1日当たり540mgの茶カテキンを摂取できるよう設計されたものとなっております。

原材料の比較といたしましては、下にごございますとおり、水に溶かした状態での比較を行いますと、「ヘルシア 緑茶 a」とほぼ同じような配合となります。そのため、有効性や安全性につきましては、既許可品の「ヘルシア 緑茶 a」と同じエビデンスを使用しております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

第3 4回新開発食品評価第一調査会 議事録

○大野座長 ありがとうございます。

これについては、私から出したコメントの最初の黒ボツのところは、さっきと同じ理由で削除してください。

それから、2番目は私の印象で、申請品の許可表示にのっとりた結果が、長期試験と、それから過剰投与試験でも問題ない結果が出ているということ。それから、許可表示は以前に許可したものと同一内容であるということで、私の個人的な意見としては申請を認めてもいいのかなと思いました。

志村先生からコメントをいただいていますので、説明をお願いいたします。

○志村座長代理 私も基本的に同等とみなしてもいいかなと。ただし、利用者がこの製品を指示どおりに水に溶かして飲むということが確実に担保されている必要があるのではないかと。

もう一つは、お湯に溶かしてということですが、ペットボトル入りのお湯の製品というのが、温めて飲むというものはこれまでありましたか。

○消費者委員会事務局 ございます。

○志村座長代理 では、了解です。

○大野座長 ありがとうございます。

では、私と志村先生はよろしいのではないかという意見ですけれども、ほかの先生、いかがですか。

川島先生、お願いします。

○川島委員 志村先生が御心配されているように、私も、これは160～180mlで溶いて飲んでくださいと書いてありますがどう担保するのかと。過剰試験も3倍量でされているので、心配ないと思います。けれども、実際それが飲めるかどうかはわかりませんが、半分の100mlぐらいのお湯で溶いて、飲んでしまったとか、例えばお薬のように、粉だけ飲んであとからお水を飲むとか、濃度が濃くなってしまったという状況はどうなのだろうと思ったのです。そこは同じように過剰でという解釈でよろしいのでしょうか。

○大野座長 いかがですか、消費者庁のほうで、それについて御意見、ございますか。

○消費者庁食品表示企画課 カプセルとか錠剤型の飲みやすいものであれば、過剰摂取試験は5倍量で行うようにということで定めてはいるのですけれども、基本的には適量のコップ1杯の水もしくはお湯に溶かして飲むという商品形態から、通常の飲料と同じように3倍量と考えております。ただ、もし先生御指摘のように、直接飲んでしまうという場合につきましては、場合によっては5倍量といたしますか、濃い濃度での過剰摂取試験も必要になるのではないかと考えております。

○大野座長 消費者委員会事務局。

○消費者委員会事務局 事業者には確認しておりませんが、シリーズ品から想像すると、この製品はかなり苦いものではないかと思えます。ですので、これを仮にこのまま口に入れるということは想定していないと思えます。かつ、2回に分けて飲むようにすれば、余り苦さを感じないで済むというコンセプトなのかなと思っておりました。必要でしたら、商品コンセプトについて質問してみるというのはあるかとは思えます。

第3 4回新開発食品評価第一調査会 議事録

○川島委員 今、お話しいただいたように、かなり濃いので飲めないという状況もあるかなと思いましたが、そこは確認させていただければと思います。

○大野座長 ありがとうございます。

表示のところを見たのです。17ページですけれども、大きな字で水に溶かして飲めとは書いていないですね。非常に小さな1日当たりの摂取目安量のところに、水に溶かしてお召し上がりくださいと書いてあるのですけれども、どこかに目立つような形で書かないでいいのですか。どうでしょうか。

この間の消費者のアンケート調査だと、許可表示や使用上の注意を余り見していない人が結構いるということだったので、もしかして、ぐっと飲んだら、□□を飲むみたいな感じで飲んだら、せきこんで困ることもあるかなと、今、川島先生の御意見を聞いて思ったのですけれどもね。

○山岡委員 ここには、水またはお湯に溶かしてという形で書いて、おいしい飲み方として書いてあるみたいですが。

○脇委員 小さいですね。

○山岡委員 先ほど言われたみたいに、例えば粉のままをアイスクリームにかけて食べるとか、そのような食べ方もされそうですが、そのような形でも特に問題がないとか、調べてあればそれでもいいと思います。その辺の注意事項というのを入れる必要があるかないかは確認していただいたほうがよいと思います。

○大野座長 ここに水に溶いてくださいと書いてあるのですけれども、非常に小さいですね。実際は拡大しているのかもしれませんが、原寸が20か。もっと大きい。

○山岡委員 倍ぐらいですね。

○大野座長 そうですね。確かに目立つところに、水に溶いて飲むようなことを書かなくてもいいのですか。書いたらいかがでしょうかとか。お願いします。

○消費者委員会事務局 そうしますと、指摘事項として、商品コンセプトについてどう考えているのかをまず聞いた上で、水に溶かす、お湯に溶かすことに関して、どのように担保するのか。それは表示についても含めて、どう考えるのかというのを指摘として出してみたらいかがでしょうか。

○大野座長 ありがとうございます。

いい提案をしていただきましたけれども、よろしいですか。では、お願いいたします。

○森川委員 湯飲みって、160mlぐらいですか。日本人の感覚だと、湯飲みぐらいの水の量で3回飲むと感覚が合うのかもしれない。

○山岡委員 150ぐらいです。

○森川委員 普通、お茶を飲むとき、それぐらいですか。

○大野座長 それでは、ありがとうございます。

○脇委員 これはこれでいいと思うのですけれども、ヘルシアシリーズ、どんどん出てくるのですけれども、このように同一の関与成分で似たような商品をたくさん発売されるときに、重複して飲むことのリスクについて、全く表示がないので、それについてどういうふうに考えているか、前にもちょっと意見させていただいたことがあるのですけれども、これだけ出すことに対して、逆に責

第34回新開発食品評価第一調査会 議事録

任もあると思いますので、この辺は明確に意見を聞きたいと思います。

○大野座長 ありがとうございます。

カテキンというのは、ほかの会社にもありましたか。

○消費者庁食品表示企画課 □□が同じく茶カテキンで飲料を出しています。中の成分を見比べると、全く同じというわけではありませんが、関与成分としては茶カテキンで2種類ぐらい出していると思います。

○脇委員 ヘルシアシリーズで、ジュースも飲むし、お茶も飲むしということがあると思いますけれども、それについての注意が全くないなど。

○大野座長 重複して飲む可能性について、どう考えるかということですかね。

○脇委員 そういうことも当然見込まれると思うのですけれども、それを踏まえて、これだけいろいろなものが必要なのか、必要と考えているのかということですか。

○大野座長 商品のいろいろなタイプがあったほうが良いという回答になると思います。

○脇委員 消費者の多様なニーズに応えるという大きなお題目はあると思うのですけれどもね。

○大野座長 それについて、コメントとして出したほうが良いですか。

○脇委員 これに限らないのですけれども、難消化性デキストリンもたくさん使われていて、重複してしまう場面が多々あるのではないかと思います。それも、この特保の許可における原則として、どう考えるかということにはなると思います。これには限らないのですけれども、花王さんは1社で一番出しているのではないのでしょうか。

○大野座長 そうですね。ただ、難消化性デキストリンの場合には、いろいろなタイプの特保があります。ですから、重複して飲む可能性があるかと思えますけれども、これは飲み物ですね。

○脇委員 ジュースとお茶。

○大野座長 両方重複して飲む可能性はありますけれども、問題になるほどたくさん飲む可能性はあるのですか。

○脇委員 かなり普及していて、知らない間にこういうところで配られたお茶がカテキン茶ということはありません。

○大野座長 カテキン含有の飲み物を多種出しているけれども、重複して飲むことによるリスクについて、どう考えるかという質問ですか。

○脇委員 特に影響はないのですけれども、ちょっと聞いておきたいと思います。

○大野座長 判りました。そういうことで、先ほどのことと2つ出したいと思います。

では、確認していただけますか、今、お願いしたコメント。

○消費者委員会事務局 まとめとしまして、商品のコンセプトにつきまして申請者にお伺いする。

あと、過剰摂取の件について、今、脇委員からお話がありました、カテキンが多い商品について、過剰摂取。

○脇委員 いろいろな形態で出していっちゃうので、重複してジュースも飲む、お茶を飲むということもあり得ると思いますけれども、こういう多様な商品を出すことに対して、過剰摂取への注意ということはどのように捉えておられるのかということを知りたいと思います。許可には、

第34回新開発食品評価第一調査会 議事録

特に影響ありません。

○大野座長 それでは、コメントが返ってきて、もう一度審議することが必要でしょうか。必要ないですか。では、回答をいただいて、先生方に見ていただくということによろしいですか。

佐藤先生、お願いします。

○佐藤委員 すみません、また品質管理の方法になってしまうのですが、申請書、環状オリゴ糖1、2というのがあって、表6の環状オリゴ糖2の原料規格を見ますと、4ページですが、γ-シクロデキストリンと書いてありまして、γ-シクロデキストリンというのは第8版食品添加物公定書に規格が載っています。表1のL-アスコルビン酸ナトリウム、これも第8版食品添加物公定書に規格のあるものですが、こちらには、第8版食品添加物公定書「L-アスコルビン酸ナトリウム」と書いてあります。環状オリゴ糖2に関しては、食品添加物公定書の規格を採用されていない理由がもしありましたら、教えていただきたいのです。

○大野座長 どの資料。

○佐藤委員 スティックの申請書。

○大野座長 それの何ページですか。

○佐藤委員 7ページ。

環状オリゴ糖2というのがあるのですけれども、4ページを見ていただくと、γ-シクロデキストリン、表6に98%以上とあります。この規格は、食品添加物公定書のγ-シクロデキストリンの規格に合うものだと思うのですが、そちらを採用されていなくて、環状オリゴ糖2の原料規格成分を採用されているので、食品添加物公定書の規格を採用されていない理由があったら教えていただきたいということです。

○大野座長 ありがとうございます。わかりました。

では、お願いいたします。それについては、佐藤先生にお知らせすることによろしいですか。ほかの先生、それによろしいですか。はい。

そういうことで、回答をいただいて、皆さんに審議していただくというコメントはないと。ただ、幾つか質問する事項がありましたので、それについては我々に回答いただくことにしたいと思います。

それで、「ヘルシア 緑茶 スティック」については審議終了とさせていただきますよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

はい。

○志村座長代理 同等性、申請品の比較表という、資料5というものがございしますが、従来はここにカフェインの値とかも入れてくださったかと思うのですが、今回のものはカフェインが抜けているような気がするのです。

○消費者委員会事務局 今回の資料5につきましては、カフェインを含まない「ヘルシア 果実のひととき」の比較表だったので、そこにはない項目については全て削除したので、これについては入っておりません。カフェインが入っている表のときには、当然、それを出す形で出させていただきます。

第34回新開発食品評価第一調査会 議事録

うかと思っています。この表自体は、全シリーズ品を網羅しているわけではないので、見やすくするためにそういう編集をしております。

○志村座長代理 ただ、同等性を比較するときに、「ヘルシアウォーター」はカフェインが入っていたものではないかと思います。そういう意味では、少しぐあいがよろしくないのかなという気もいたしているところです。

○大野座長 ありがとうございます。

私も似たようなことを考えていたのですが、この場合、脂肪の分解とか体脂肪を減らすとか、そういう許可表示なので、できればカロリーも記載していただけると、カロリーも同じなのだ、随分差があるのに、同等として良いのかということも言えるし、カフェインも影響する因子の一つなので、そういうものも比較していただくと、見ただけで判断できると思います。

○消費者委員会事務局 花王の製品はシリーズで今後もかなり出てくる可能性があるので、事務局のほうで整理し直して御確認いただこうと思います。申しわけありません。

○大野座長 次回の申請のときでよろしいですね。そういった対応をしていただくと、見やすくなると思います。